

藝妓置屋労働争議

- 一、名 稱 藝妓置屋
- 二、所 在 地 福岡縣嘉穂郡山田町
- 三、事業の種類 藝妓置屋業
- 四、資 本 金 参萬圓
- 五、代 表 者 抱主 松 田 壽 七
- 六、従 業 員 数 藝妓 五名
- 七、争議参加員数 全 員
- 八、争議發生年月日 昭和十二年二月十八日
- 九、同 解決年月日 同 年二月十九日
- 十、争議發生原因

従業員は日頃抱主の非人格的待遇に不満を有し居りたる處二月十八日無断外出し福岡市に來り明治橋通谷村旅館に籠城し

待遇改善を要求したるに因る

十一、要 求 事 項

- 1、食物の待遇改善
- 2、料理屋と置屋の區別を明瞭に
- 3、客取は藝妓の自由に
- 4、借金帳を正確に

十二、經過並 解決

二月十九日前記要求事項の善處方を所轄大隈署長に郵送したるを以て所轄署にては直ちに双方代表を呼出し取調の結果抱主に不都合の點ありたる爲始末書を提出せしめ將來を諭示したる處従業員も之を諒とし即日解決せり。